

議案第 4 1 号

渋川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

渋川市行政財産使用料条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「固定資産課税台帳登録価格又は」を削り、同条第 2 号中「固定資産課税台帳登録価格又は」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、類似の建物が存在しない場合には、当該建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数等を考慮して市長が定める価格に 1 0 0 分の 1 を乗じて得た額とする。

第 4 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(4) 消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定により消費税及び地方消費税が課されることとなるものにあつては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算する。

(5) 使用料の額の算定において、1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の渋川市行政財産使用料条例第 3 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用を許可する行政財産の使用料について適用し、施行日前に使用を許可した行政財産の使用料については、なお従前の例による。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

